

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業競争力強化を実現するための迅速な経営意思決定および経営の透明性確保のための経営チェック機能拡充の両立を図ることを経営の重要な課題として認識しております。このような視点に立ち、経営管理組織の整備を行っているほか、経営の透明性確保の観点から、タイムリーディスクロージャーを重視するとともに、継続的なIR活動に努めています。

また、企業を取り巻く環境の急速な変化に対応するとともに、各ステークホルダーにとっての企業価値を向上させるべく、リスク管理・コンプライアンスを含めたコーポレートガバナンスの強化に努めています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】[更新](#)

・補充原則4-11-3

取締役会による取締役会全体の実効性分析・評価およびその結果の概要開示につきましては、今後の検討事項といたしたく存じます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】[更新](#)

・原則1-4【いわゆる政策保有株式】

1.政策保有に関する方針

当社グループは、取引先および当社本店所在地近隣の関連企業との関係維持・連携強化を図るため、また、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると認められる場合、当該会社の株式を政策保有する方針であります。

2.政策保有株式の議決権行使の基準

議決権の行使につきましては、当該会社の経営成績・財政状態を勘案し、当該会社の中長期的な企業価値の向上に資するものか、また、当社グループの中長期的な企業価値の向上に資するものであるか等を総合的に判断し、適切に行使を行っていく方針であります。

・原則1-7【関連当事者間の取引】

当社が、当社役員や主要株主等との取引を行う場合において、その取引が会社および株主共同の利益を害することができないよう次の手続きを取ることとしております。

当社が、当社役員と取引を行う場合には、取締役会規則に基づき、取引条件やその決定方法の妥当性について取締役会にて決議を行うこととしております。

当社が、当社の主要株主等と取引を行う場合には、取締役会規則に基づき、その取引の重要性の高いものを取締役会にて決議しております。

なお、以上の取引条件は原則として独立当事者間取引に基づくものであり、特別な条件の場合は取締役会において慎重に審議の上、決議を行うこととしております。

・原則3-1【情報開示の充実】

(1)

会社の目指すところや中期経営計画(中期経営戦略)について、当社Webサイト(<http://www.takano-net.co.jp/ir/>)、株主宛報告書、決算説明会資料等において、開示しております。

(2)

コーポレート・ガバナンスに関する基本方針を当社ホームページ、コーポレート・ガバナンス報告書および有価証券報告書等において開示しております。

(3)

取締役の報酬等については、株主総会の決議による取締役(監査等委員である取締役を除く)及び監査等委員である取締役それぞれの報酬総額の限度内で、会社の業績や経営内容、経済情勢等の他、中長期の目標に対する業務の執行状況等を考慮し、取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬は取締役会の決議により決定し、監査等委員である取締役の報酬は監査等委員会により決定しております。

(4)

当社の取締役候補の指名にあたっては、当社の持続的成長、中長期的な企業価値向上を図るうえで必要な高い見識と専門性および豊富な経験を有する人物を候補者として指名することとしております。

指名にあたっての手続きにつきましては、代表取締役社長が以上の方針に従い、検討のうえ、候補者を取締役会に推薦し、取締役会で審議のうえ決定いたします。

なお、監査等委員である取締役候補の指名にあたっては、取締役会における審議、決定に先立ち、監査等委員会の同意を得るものといたします。

(5)

社外取締役候補者の個々の選任理由については、株主総会招集通知・有価証券報告書にて開示しております。

取締役(監査等委員である取締役を除く)においては、当社各事業および当社各経営機能の理解と運営にかかる豊富な経験と知識を有しており、これらの経験や知識を取締役会における経営戦略の立案・審議に活かすこと、取締役会における監督機能に活かすことを期待して指名しております。

常勤の監査等委員である取締役においては、当社各事業および当社各経営機能の理解と運営にかかる豊富な経験と知識を有しており、かつ、財務会計に関する知見も高いことから、これらを業務執行者から独立した立場の監査に活かすことを期待して指名しております。

補充原則4-1-1

当社は取締役会の決議事項として、1.会社法やその他の法令に規定された事項、2.定款に規定された事項、3.株主総会の決議により委任された事項、4.その他経営上の重要事項を決議するよう定めております。

また、当社は取締役会の報告事項として、1.業務執行の状況、その他会社法およびその他法令に規定された事項、2.その他取締役会が必要と認めた事項を報告するよう定めております。

なお、当社は監査等委員会設置会社に移行しており、定款に、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任できる旨を定めております。この定款規定に基づき当社では「重要な財産の処分及び譲受け」および「多額の借財」に係る業務執行の決定の一部、「支配人その他の重要な使用人の選任及び解任」および「支店その他の重要な組織の設置、変更及び廃止」に係る業務執行の決定の全部について、取締役に委任を行っております。

・原則4-8【独立社外取締役の有効な活用】

当社では、独立社外取締役の助言機能・監督機能の重要性に鑑み、現在、独立性をもった独立社外取締役を2名設置しております。

当社では、現時点、独立社外者ののみの会議体・筆頭独立社外取締役の設置しておりませんが、今後、独立社外取締役の意見も踏まえ、その設置の必要性について検討を行ってまいります。

・原則4-9【独立社外取締役の独立性判断基準】

当社は、ガバナンスの客観性および透明性を確保するために、社外役員の独立性に関する基準を以下のとおり定めております。

当社は、社外役員または社外役員候補者が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有していると判断いたします。

1.当社および当社の子会社(以下、「当社グループ」と総称する)の業務執行者(注1)または過去10年間において当社グループの業務執行者であった者

2.当社グループを主要な取引先とする者(注2)またはその業務執行者

3.当社グループの主要な取引先(注3)またはその業務執行者

4.当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(注4)を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士等の専門的なサービスを提供する者(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者)

5.当社グループから多額の寄付(注5)を受けている者(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者)

6.当社グループの法定監査を行う監査法人の社員等として当社の監査業務を担当する者

7.当社グループの主要な借入先(注6)である金融機関の業務執行者

8.当社の主要株主(注7)または当該主要株主が法人である場合には当該法人の業務執行者

9.当社グループが主要株主である法人の業務執行者

10.上記2から9のいずれかに過去3年間において該当していたもの

11.上記1から9に該当する者が重要な者(注8)である場合において、その者の配偶者または二親等内の親族

注1「業務執行者」とは、法人その他の団体の業務執行取締役、執行役、執行役員、その他これらに準ずるものおよび使用人をいう。

注2「当社グループを主要な取引先とする者」とは、直近連結会計年度における当社グループの年間連結売上高の2%以上の額の支払いを当社グループから受けた者をいう。

注3「当社グループの主要な取引先」とは、直近連結会計年度における当社グループの年間連結売上高の2%以上の額の支払いを当社グループに行っている者をいう。

注4「多額の金銭その他の財産」とは、直近事業年度を含めた過去3事業年度の平均で年間1,000万円を超える額をいう。

注5「多額の寄付」とは直近事業年度を含めた過去3事業年度の平均で年間1,000万円を超える額の寄付をいう。

注6「主要な借入先」とは直近事業年度末における当社グループの借入残高が当社グループの連結総資産の3%を超える借入先をいう。

注7「主要株主」とは、総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者という。

注8「重要な者」とは、取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)、執行役員および部長格以上の上級管理職にある使用人をいう。

・補充原則4-11-1

当社では、現在13名の取締役(監査等委員である取締役含む)が就任しており、そのうち2名は社外取締役となっております。現行の体制は迅速な意思決定を推進していく規模としては適切なものと考えております。

締役会の全体としての知識・経験・能力のバランスについては当社の各事業の経営・直近の経営課題に精通したものが就任しているとともに、社外取締役に就任しているものは知識・経験・能力ともにすぐれ、全体としてのバランスは問題ないものと判断しております。

なお、取締役の選任に関する方針・手続については、【原則3-1. 情報開示の充実】4.に記載のとおりであります。

・補充原則4-11-2

取締役の他の上場会社の役員との兼任状況の開示については、有価証券報告書、事業報告、株主総会参考書類に記載のとおりであり、現時点ではその兼任数は合理的な範囲であると判断しております。

・補充原則4-11-3

取締役会による取締役会全体の実効性分析・評価およびその結果の概要開示につきましては、今後の検討事項といたしたく存じます。

・補充原則4-14-2

当社では、取締役がその役割と責務を適切に果たしていくうえで必要な知識・情報を取得・更新できるように、就任時に加え、就任後も継続的に、外部機関が提供する講習なども含め必要な機会を提供、あっせんし、その費用を負担いたします。

新任の社外取締役には就任時に当社の歴史、企業理念、事業内容等にかかる知識・情報を得る機会も提供いたします。

・原則5-1【株主との建設的な対話に関する方針】

当社ではIR担当取締役を選任するとともに、経営企画本部企画室をIR担当部署として定めており、社内の関連部署との連携を取りながらIR業務を行うこととしております。

株主・投資家に対しては、決算説明会を年2回開催するとともに、隨時、スマートミーティングを実施するほか、積極的に個別面談、電話取材等に対応することとしております。

かかる株主・投資家との対話において把握したご意見等については代表取締役に報告し、必要に応じて適切な対応をとることとしております。

なお、株主・投資家との対話に際してはインサイダー情報の漏えい防止に努めることとしており、社内規程「内部情報管理規程」に従った対応を行う他、IRポリシーを定め、対応することとしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
コクヨ株式会社	2,151,500	13.68
堀井朝運	1,487,400	9.46
日本発条株式会社	1,151,500	7.32

みずほ信託銀行株式会社	1,000,000	6.36
株式会社鷹山	955,700	6.07
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	644,100	4.22
鷹野 準	425,800	2.70
鷹野 力	413,900	2.63
一般財団法人鷹野学術振興財団	330,000	2.09
株式会社八十二銀行	283,900	1.80

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明
——

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	その他製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情はございません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	16名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	13名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
長谷川洋二	弁護士								○		
小澤輝彦	他の会社の出身者								△		

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
長谷川洋二	○	○	同氏(同氏が代表を務める弁護士法人を含む)は、平成3年より当社と法律顧問契約を締結しており、当社の顧問弁護士であります。当社は同氏に対して顧問料を継続的に支払っております。	弁護士資格を持つ同氏よりの、高度な法律面の知見に基づく、内部統制システムの構築・運用状況の監視および検証能力の発揮と様々な経営判断にあたっての高度な法律面からのアドバイスを期待して選任しているものであります。なお、当社は同氏が代表を務める法律事務所と法律顧問契約を締結しておりますが、当社と委託契約を受けたものとして当社の利益の最大化のために法律面からの客観的な意見を述べております。また、当社が支払っている報酬額は、僅少であり、かつ、同事務所が受領する報酬総額に占める割合も僅少であることから、当社の社外取締役としての職務遂行に影響を与えるものではなく、同氏の独立性は十分確保されているものと認識しております。よって、同氏は当社の一般株主との間に利益相反が生ずるおそれはない者と判断し、社外

				取締役に選任のうえ、独立役員に指定しております。
小澤輝彦	○	○	同氏は、平成18年6月まで当社の主要取引金融機関である株式会社八十二銀行の監査役に就任しており、同行の子会社の八十二証券株式会社の取締役に平成24年6月まで就任しております。当社は主要取引金融機関である株式会社八十二銀行との間で様々な金融に係る取引があるほか、平成28年3月31日現在で87百万円の借入残高があります。また、八十二証券株式会社との間には有価証券取次ぎに係る取引関係があります。	金融機関における経営に携わってきた経験に基づく、内部統制システムの構築・運用状況の監視および検証能力の発揮と様々な経営判断にあたっての金融リスク・信用リスク等に関するアドバイスを期待して選任しているものであります。同氏は、金融機関における経営を行ってきた経験とノウハウを保有しており、それらの観点から当社の業務執行の妥当性を適切に監督することは可能であると判断しております。八十二証券株式会社と当社の間には有価証券取次ぎに係る取引関係がありますが、取引の重要性が乏しいことから当社はコントロールを受ける立場にありません。また、当社は現時点主要取引金融機関である株式会社八十二銀行からの借入金は僅かであり、現預金から借入金を差し引いた場合、実質的に無借金の状態にあることから、当社と主要取引金融機関の間に特別な関係ではなく、独立性を備えた社外取締役であると認識しております。よって、同氏は当社の一般株主との間に利益相反が生じる恐れはない者と判断し、社外取締役に選任のうえ、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 [更新](#)

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 [更新](#)

なし

現在の体制を採用している理由 [更新](#)

当社では、監査等委員会より要求がある場合、監査等委員会を補助すべき必要な使用人を配置することとしており、監査等委員会を補助すべき使用人を配置した場合において、当該使用人に関する人事異動、人事評価、懲戒に関しては、事前に監査等委員会の同意を得るものとしておりますが、現時点において監査等委員会から監査等委員会を補助すべき必要な使用人配置の要求がないため、現在の体制となっております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 [更新](#)

監査等委員会は会計監査に関して、会計監査人と年2回の定例的な会合を実施することとしているほか、主に常勤監査等委員による随時の会計監査人補助者との意見交換会を実施することとしております。会合の具体的な内容は、会計監査計画、会計監査報告事項に関する説明聴取および意見交換を含んでおります。また、監査等委員会と内部監査部門の連携状況においては、監査等委員と内部監査部門の定例的な会合等は行っていないものの、効率的な監査の実施および内部監査部門における有効なフォローアップを実現すべく、監査等委員は内部監査部門の運営方針、業務実施状況、監査報告を閲覧できるとともに、相互に監査調書等の情報の共有をおこなうこととしております。また、監査等委員は必要に応じて内部監査部門に調査を依頼することができるものとしております。

なお、会計監査人と内部統制部門は財務報告にかかる内部統制評価制度における評価、監査実務において密接な連携を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数 [更新](#)

2名

その他独立役員に関する事項

当社では、独立役員の資格を満たす社外取締役をすべて独立役員に指定しております。

当社の独立社外取締役の独立性判断基準は、「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示・原則4-9【独立社外取締役の独立性判断基準】」に記載のとおりであります。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

ストックオプション等のインセンティブ制度は、企業価値向上に対する意識の向上は見込めるものの、反面、既存株主の株式価値の希薄化が生ずる可能性を持っております。そのため、当社においてはストックオプション制度等の導入は検討は行っているものの実施をしておりません。また、業績連動型報酬制度等につきましても、そのメリットおよびデメリットに関して検討を行っているものの、実施をしておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書および事業報告において取締役の報酬の種類ごとの年間報酬総額を社内取締役、社外取締役に分けて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役のサポート体制】 [更新](#)

社外取締役を補佐する特別の担当セクション、担当者は設置していません。
社外取締役に対する情報伝達体制としては、必要な情報は常勤監査等委員である社内取締役から社外取締役に対して伝達する体制としております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) [更新](#)

・現状の体制の概要

当社は、平成28年6月29日開催の第63期定期株主総会において定款の変更が決議されたことにより、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。これは、構成員の過半数を社外取締役が占める監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役が取締役会において議決権を行使することを通じて、取締役会の監督機能を一層強化し、コーポレート・ガバナンス体制のさらなる充実を図ることを目的としたものであります。

この移行により、当社は取締役および監査等委員会を設置し、本報告書提出日現在において、取締役13名(うち監査等委員3名)を選任しております。また、取締役のうち2名が社外取締役であります。

取締役会は法令または定款に定める事項のほか、取締役会規則に定める経営上の業務執行の基本事項について意思決定を行っております。また、取締役会を取締役の職務の執行を監督する機関と位置付け、2名選任している社外取締役およびその他の各取締役がそれぞれ他の業務執行取締役の職務執行を監督しております。なお、取締役会は、原則として3ヶ月に1回以上開催し、必要に応じて臨時取締役会も行っております。

監査等委員会は常勤の監査等委員である取締役1名、非常勤の監査等委員である取締役(社外取締役)2名の3名で構成されております。監査役会設置会社であったときにおいては監査役会を年間12回開催し、監査役は取締役会その他重要な会議にも出席することで、監査役の機能強化と経営の監視機能の充実を図っておりました。監査等委員会設置会社移行後においても定期的に監査等委員会を開催し、取締役に対する職務の執行の妥当性・適法性監査を行うほか、個々の監査等委員は、取締役会における議決権の行使を通じて、より高い次元で、取締役の職務の執行の監督を図ることを目指してまいります。

なお、常勤監査等委員である取締役の戸枝茂夫氏は、当社の経理部に昭和60年9月から平成15年6月まで在籍し、通算18年にわたり決算手続ならびに財務諸表等の作成に従事しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

当社は、迅速かつ効率的な業務執行を目的に、常勤の業務執行取締役、常勤監査等委員である取締役および執行役員で構成される経営会議を設置しております。経営会議は経営会議規程の定めに従い、取締役会付議事項の立案を行うほか、経営上の重要事項の審議、決定を行っております。

会計監査においては、有限責任監査法人トーマツに所属する公認会計士を会計監査人として設置しております。直近事業年度における監査業務を執行した公認会計士は、松村浩司氏および杉田昌則氏であり、有限責任監査法人トーマツに所属しております。松村浩司氏の継続監査年数は3年、杉田昌則氏の継続監査年数は1年であります。なお、会計監査業務に係る補助者は公認会計士3名、その他3名であります。

当社と取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第427条第1項に規定する最低責任限度額であります。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 [\[更新\]](#)

当社は、企業競争力強化を実現するための迅速な経営意思決定および経営の透明性確保のための経営チェック機能拡充の両立を図ることを経営の重要な課題として認識しております。この課題に対して、中立かつ客観的な立場からの経営の監視を強化するため、社外取締役を含む監査等委員会を設置し、取締役の職務の執行の監督を図るとともに、各事業部門を管掌等する業務執行取締役が取締役会メンバーとなることにより、迅速な意思決定を行い、かつ、他の事業部門を管掌する業務執行取締役および代表取締役の業務執行状況を相互監督する体制を敷くことで、経営の効率化と経営に対する監督を両立できるものと考え、現状の企業統治の体制を採用しているものであります。

なお、社外取締役の役割および機能につきましては、企業経営その他、各種の専門的な業務を行ってきた方による深い経験や専門的な視点に基づく、当社経営者に対する監督機能を含めた取締役会における適切なアドバイスを行うことを役割及び機能として期待しているものであります。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 [更新]

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	直近の定時株主総会(平成28年6月29日開催)において、株主総会招集通知を法定の7日前の6月8日に発出しております。 また、株主総会招集通知を法定の14日前の6月1日に東京証券取引所WEBサイトへ掲載しております。
その他	議決権行使の円滑化に資する目的で、当社ホームページへの株主総会招集通知の掲載を行っております。また、株主総会終了後に出席株主に対する今後の展望・方針等の説明を行う会社説明会を行っております。

2. IRに関する活動状況 [更新]

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社では、ディスクロージャーポリシーであるIRポリシーを定め、当社ホームページに掲載を行っております。なお、IRポリシーの掲載ホームページアドレスは(http://www.takano-net.co.jp/ir/)であります。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	半期に1回、アナリスト・機関投資家向けに決算説明会を開催しております。説明の内容としましては、当社代表取締役社長による決算内容・業績見通しの説明、業界環境説明、中長期の事業戦略説明などであります。 なお、直近においては本年5月30日に開催しており、20名弱の参加をいただいております。	あり
IR資料のホームページ掲載	投資者のみなさまの当社の理解促進および当社の評価に資するため、決算短信等の決算情報、決算情報以外の適時開示情報、有価証券報告書および四半期報告書、株主総会の招集通知等の情報に関して当社ホームページに掲載を行っております。なお、IR資料の掲載にかかるホームページアドレスは(http://www.takano-net.co.jp/ir/)であります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員およびIR事務連絡責任者は常務取締役大原明夫であり、IR担当部署は、企画室であります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システムの基本方針

当社は、内部統制システムの基本方針について、平成28年6月29日開催の取締役会において基本方針の決定(一部変更)を行っております。その決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役が法令および定款に適合し、また、社会通念に則った倫理や企業の社会的責任に順じた行動をとるための行動規範等の規程を定め、それを周知徹底させる。

取締役に対し、コンプライアンスに関する研修・教育を行い、コンプライアンス意識の醸成を図る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の重要な意思決定および報告など取締役の職務執行に関しては、文書の作成、保存および管理に係る文書管理規程を策定する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理を担当する取締役および部署を定める。リスク・コンプライアンスに関しては常勤取締役を構成員とする経営会議にて審議を行う。また、リスク管理に関する基本的な方針等を含むリスク管理の基本事項を定めた規程を制定する。

各事業部門におけるリスクの管理を行うべく、各事業部門長は定期的にリスク管理状況に関して取締役会に報告を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

重要事項について、慎重かつ迅速な意思決定を図るために常勤取締役を構成員とする経営会議を設置し、運用する。

組織の効率のかつ適正な運用を図る目的をもって、決裁基準、職務権限、職務分掌および組織に関する規程を定め、運用する。

(5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

使用人が法令および定款に適合し、また、社会通念に則った倫理や企業の社会的責任に順じた行動をとるための行動規範等の規程を定め、それを全使用人に周知徹底させる。

リスク・コンプライアンスに関しては常勤取締役を構成員とする経営会議にて審議を行う。また、コンプライアンスを担当する取締役および部署を定め、コンプライアンスに関するプログラムを実施する。

使用人に対し、コンプライアンスに関する研修・教育を行い、コンプライアンス意識の醸成を図る。

(6) 会社ならびにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社等のコンプライアンス・リスク管理体制、子会社等管理の担当部署、子会社等の統治に関する事項等に関して定めた管理規程を定める。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、当該取締役および使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性に関する事項、当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会より要求がある場合、監査等委員会を補助すべき必要な使用人を配置する。

監査等委員会を補助すべき使用人を配置した場合において、当該使用人に関する人事異動、人事評価、懲戒に関しては、事前に監査等委員会の同意を得るものとする。

(8) 当社および子会社の取締役および使用人等が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制、報告したことを理由にして不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社の取締役および使用人ならびに当社の子会社の取締役、監査役および使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生する恐れがあるとき、法令、定款、社会通念に則った企業倫理に違反する行為およびその恐れがあるとき、その他監査等委員会が報告すべきものとして認めた事項が生じたときは、当社の監査等委員会に報告を行うものとする。

なお、当社および当社の子会社は、以上の監査等委員会への報告を理由とした報告者への不利益な処遇は一切行わない。

監査等委員会は取締役会および経営会議に出席することができるものとする他、いつでも取締役会および経営会議の議事録を閲覧することができ、決議事項および報告事項の内容を確認することができるものとする。

代表取締役は監査等委員会との定期的な意見交換の機会を持つものとする。

(9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が必要と認めるときは、監査等委員会は監査等委員の監査を支える弁護士、公認会計士、コンサルタントなどのアドバイザーを会社の費用負担で任用することができる。

(10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役および使用人の監査等委員監査に対する理解を深め、監査等委員監査の環境を整備するよう努める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 基本的な考え方

タカノ株式会社行動指針に、「私たちは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体には毅然とした態度で対応し、一切の関係を持たない」旨、規定しております。

また、以下の旨の基本方針を定めております。

・当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を持たない。また、反社会的勢力が行う不当な要求には毅然とした態度で対応し、拒絶する。

・当社は反社会的勢力および団体に対しては、組織全体として、毅然とした対応を行い、反社会的勢力が行う不当要求に対応する従業員の不安を軽減するとともに、その従業員の安全の確保に務める。

・当社は、反社会的勢力による不当要求に備え、警察、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係の構築に務める。

・当社は、反社会的勢力による不当要求が事業上・従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事実を隠蔽するための裏取引等は一切行わない。

・当社は反社会的勢力に対して、民事、刑事の両面からの法的対応を行い、刑事案件化を躊躇しない。

(2) 整備状況

・規程の整備

当社では、反社会的勢力による被害防止と当社の法令順守経営に資する目的をもった「反社会的勢力による不当要求防止に関する規程」を定めております。当該規程においては不当要求防止責任者、反社会的勢力対応統括部署、反社会的勢力に関する情報の一元管理体制、外部専門機関との連携、反社会的勢力との取引の禁止、従業員の安全確保体制等について規定しております。

・統括部署および責任者の設置状況

上記規程に従い、不当要求防止責任者、反社会的勢力対応統括部署を定めております。

不当要求防止責任者は反社会的勢力または反社会的勢力の疑いあるものとの取引を中止させることができることとなっているほか、従業員の安全確保について適宜の対応をとることとしております。

反社会的勢力対応統括部署は反社会的勢力等に関する情報の一元管理を行うほか、外部専門機関との連携等を行うこととしております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

・コーポレートガバナンス体制についての模式図

コーポレートガバナンス体制についての模式図は以下のとおりであります。

・適時開示体制の概要

当社は、会社情報の開示を経営上の重要な事項と認識し、会社重要情報の公正かつ適時・適切な開示に努めるべく、当社グループの会社重要情報の取扱を定めた「内部情報管理規程」を制定しており、同規程に基づき、情報開示を行っております。

同規程に基づく当社グループの情報開示に係る体制は以下のとおりであり、これを図示すると別紙のとおりとなります。

経営企画部門、財務・経理部門を統括する本社統括役員を情報取扱担当取締役として定めており、同担当取締役が会社重要情報を一元管理により把握することとしております。

会社重要情報の把握においては、財務情報は財務・経理部門が、経営関連情報は経営企画部門を所管部署として定め、この所管部署が当社事業部門および当社子会社より会社重要情報の連絡・報告を受け、または収集を行い、情報取扱担当取締役に報告を行っております。

なお、経営関連情報を所管する部署である経営企画部門は取締役会および経営上の重要な事項を検討する経営会議において事務局として参加しており、貴所が定める適時開示規則上開示が必要となる情報についてモニタリングを行っております。

情報開示にあたっては、以上の情報取扱担当取締役および所管部署が協議のうえ、その情報開示に対する対応を決定しており、具体的な情報開示は情報取扱担当取締役の指示のもと経営企画部門が担当しております。

情報開示の内容につきましては、原則として、経営会議における審議、取締役会における承認に基づき、決定がなされておりますが、緊急を要する情報においては、経営会議における審議、取締役会における承認を省略し、代表取締役社長の承認のもとこれを開示しております。

